

第4回阿蘇市議会会議録

- 1.平成29年8月31日 午前10時00分 招集
- 2.平成29年9月14日 午前10時00分 開議
- 3.平成29年9月14日 午後2時14分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	ほけん課長	藤田浩司
農政課長	佐伯寛文	財政課長	山口貴生
教育課長	日田勝也	住環境課長	古閑政則
まちづくり課長	荒木仁	農業委員会事務局長	園田達也
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文	代表監査委員	佐伯和弘
監査委員事務局長	種子野謙二		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
書記	佐藤由美		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

追加日程第1 提案理由説明について

追加日程第2 同意第7号 副市長の選任について

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。ただ今の出席議員は20名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（藏原博敏君） 日程第1「一般質問」を行います。

昨日も申し上げましたが、一般質問の所要時間がお一人45分と定められております。従いまして、質問者の議員におかれましては簡潔な質問と、また執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、議会の運営と活性化にご協力をいただきますようお願いいたします。

これより順次一般質問を許します。

7番議員、市原正君。

○7番（市原 正君） おはようございます。7番議員、市原でございます。通告に従いまして、今回3点の質問をいたしますので、執行部の的確なる答弁を求めておきます。

まず第1点、医療センターの経営についてであります。今回は、今日特に佐伯代表監査委員の出席を求めまして、答弁者に求めております。

まず、代表監査委員のほうに伺いたいのでありますが、先般の本会議の中で監査報告がありました。その中で代表監査委員、医療センターについて、熊本地震を一つの機会と捉え、

医療センターの経営改善に役立てる一つの策であったと。というのは、南阿蘇村辺りからの患者さんが増える、そういったことも考慮して、それを一つのチャンスと捉える方法でもあったのではないかと。しかし、残念ながら患者さんが増えたにもかかわらず1億8,000万円近くの欠損金が出ていると、そういった話をされました。私も全く同感であります。熊本地震という大変な状況の中でありましたが、医療センターがその役割を果たす時期ではなかったのかなと思います、その中でやはり経営的にはそういった状況になっている。そして、更に代表監査委員は、今後医療センターがきちっとした経営をするためには5億円の増収という話をされました。その5億円という数字、どこから出てきたのか、その根拠、そういったことを伺いたくて、今日答弁者として求めておりますので、ぜひ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 佐伯代表監査委員。

○代表監査委員（佐伯和弘君） 市原先生、十日ぶりのご無沙汰でございます。本日はお招きいただきまして、大変ありがとうございます。

阿蘇市の監査委員は日当でございますので、本日出席することで若干なりと私の所得が増えますので、その点も心から感謝を申し上げます。

ところで、大変難しい、厳しい質問を投げかけられましたけども、私は12年間、阿蘇医療センターの定期監査に携わっております。それ以上に、私は患者としましては、もっと多くの時間を割いて医療センターにお邪魔しておりますので、そういう意味合いでは医療センターとは非常に親密な仲でございます。

さて、ご質問されました、まず収益の問題であります、平成26年8月に新しい病院として開院しました。それ以降3年経ちました。平成25年度には医業収益が9億円弱、ところが平成28年度には17億円という、8億円か9億円近くの増収を得ました。これはすごいことでもあります。ただし、残念ながら、総収入21億円に比べまして23億円の総経費がかかっております。差し引き2億円弱の赤字であります。その赤字からみますと、まだまだ医療センターのほうは赤字体質から脱却していないというふうに認めております。それと同時に、平成28年につきましては32億円の起債残があります。これは、平成26年の開院に向けて、まず新しい建物、それから最新の医療機器、これを買求めた中で起債として発生したわけがあります。でありますれば、その起債した固定資産の取得、これは経済的には先行投資であります。先行投資とは、民法上で言いますれば、現物と果実、この論理と全く一緒でありまして、そういう固定資産をつくった上で長い期間をかけて、それから果実、いわゆる収益を上げていくという流れであります。要するに非常に長い期間収益を上げていかなければならない原則であります。

そういう意味から、今後は、当然またある程度の増収が増えてくるんじゃないかと。谷崎先生からは、起債が32億円で、総資本額の53%を占めますもんですから、もしかしたらば債務超過に陥るんじゃないかというご指摘がありました。そのとき、私は、いや、心配はないというふうに申し上げました。そのことは、要するに先行投資で利益を上げていくわけです、これから先は。であれば起債額も長いスパン、期間を通して払っていくわけあります

ので、毎年毎年の収益の中から借金を返済していくという仕組みでありますので、たまたま出てきた数字だけを短絡的に考えていきますと非常に問題が起こる可能性が出てきます。要するに最大の条件は、これから先収益を上げていくことが絶対の条件であります。

さて、赤字のほうなんです、今年は2億円でございました、赤字は。じゃあ、いつ何どき黒字になるかという試算であります、確かに私は5億円もあれば黒字化はなるというふうに申し上げました。それは、要するに経費というのはいわゆる積極的な思考と、あるいは消極的な思考、要するに企業を建て直すためにはマイナス思考かプラス思考かで非常に情勢が変わっていきます。私は、今の医療センターの中身を見ますと、積極的方法よりも消極的方法、これはいわゆる経費の削減であります。しかし、それだけではあまりにもおもしろくありません。私は、積極的な手法と消極的な手法、両方兼ね合わせた改革の中で医療センターの立て直しをしなければいけないというふうに存じております。であれば、どうしたら収益のほうへ方向性が示されるかということは、今の医療センターの一番の欠点は、常勤の先生方がおられないということ、少ないということです。特に整形外科の先生がおられません。今度新しく歯科のほうが開設されるみたいなんです、今、医療センターの一番のネックは整形外科の不足であります。であれば、今後、当然常勤の先生方を複数名増やしてかなければなりません。必然的に経費が伴います、増加します。

そこで、私は思いました。今、医療センターで最大の問題は人件費であります。人件費が総費用の53%を占めております。じゃあ、いかにその人件費を減らすかというのが今後の課題でありますけども、その中で非常勤医師の日当ですね、これが税込主義と手取り方式、2つぐらいあります。今、3つの病院から出向されております。まずは熊大附属病院、それから高野会、それに熊本整形外科、この3つの病院からそれぞれに派遣された先生方が来られておりますが、熊大附属病院だけが手取り方式であります。

手取り方式と税込み方式の違い、わかりますでしょうか。これはあくまでも所得税法上の問題でありますので、簡単に申し上げますと、税込み主義は、例えば日当10万円を払った中で10万円分の源泉税を、これは乙欄という、甲・乙欄がありますが、甲欄はあくまでも単独で収入を得る人、乙欄適用の方々は普通のところから控除をいただく方、丙欄は日給を報酬として貰っている方、3つあるんですが、もう当然、出向されている先生方は複数のところから報酬をいただいておりますので、乙欄適用になります。その計算方法なんです、非常に複雑です。例えば10万円に対して、この税額を算出するためには乙欄のほうを適用して5万8,000円までの所得源泉税と、オーバーした部分の40.84%を上乗せしたのが税金になります。それを当然差し引いて税込みの方々に払うというのが原則であります。

ところが、手取り報酬の方々は10万円に算出された源泉をまずプラスします。プラスした金額を、今度は甲欄のほうの金額に合わせて、甲欄というのはあくまでも甲の税額と乙欄の乙の税額が出ておりますので、乙欄の税額をまた足さなければいけません。そして、足した合計の中から10万円の日当と源泉を合わせた部分があう欄があるんですよ、不思議と。そうしたときに、非常に高い税額になります。これが手取りの方々の当然報酬であります。だから、10万円の日当の方が4日勤めれば40万円になります。40万円の方々は乙欄で算出した

税額が19万円台であります。当然、甲欄のほうは、乙欄として見ると8万5,700円なんです
が、それは減多に使えません。であれば、当然手取りの方々の思惑は、甲欄適用の乙欄の税
額をプラスして、それで貰うほうが多いもんですから、当然として40万円の日当でありなが
ら20万円の税金が上乗せになります。だから、60万円です。

一方の税込みの方々は40万円から税金を引かれた部分しか手取りがありません。手取りの
方々は丸々40万円手取りになって、なおかつ、あとの源泉で20万円は給料支払者の方のほ
うから、ほかの職員さんたちを含めて払いますもんですから、表になかなか出てきませんけ
ども、60万円という給料になります。一日に直せば4万円アップでございます。10万円の日当
が15万円になります。そういうところを、過去に、私何遍か問題にしたんですが、残念なが
ら、それはとうとう取り上げてもらえませんでした。

ということは、あくまでも附属病院の目線が高い。そういう部分であるのに、もしかした
ら医療センターのほうが萎縮しているんじゃないかなと考えております。いずれにしまし
ても、今後利益を上げるためには、経費節約とともに、せつかくの先行投資した部分の効果を
最大に上げていただければ、私は当然黒字に何年かしたらなると思います。ですから、今後
の意向としましては、速やかに優秀なスタッフを整えること、それが第一条件であります。
まだももっともと言いたいところがありますけれども、時間に限りがありますので、この辺で
ちょっと引かせていただきます。ちょっと喉のほうも悪うございますので。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 監査委員、ちょっともう1点だけ。今、監査委員のほうから積極的
な取り組み、そういったことを話されました。もちろん、それは監査指摘として、医療セン
ターのほうに、管理者あるいは事務局長のほうには伝えてあるわけですか。

○議長（藏原博敏君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐伯和弘君） お答えをいたします。

定期監査は毎年しております。その定期監査の中で、気がついたことにことについては口
頭で伝えております。しかしながら、やはり医療センターは医療センターとしての使命がご
ざいますもんですから、やはりそれが、監査委員が申し上げたことが一つ一つ、参考として
は取り上げられますでしょうが、やはり熊大附属病院との兼ね合いもありますもんですから、
そういう意味合いで目線の高いところで、もしかしたら萎縮されている部分があるのかなと
いうふうに申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 監査委員ありがとうございました。

それでは、ここで医療センター事務局長のほうに伺いたいと思いますが。今、監査委員か
らのいろんな話がありました。そういったことを受けて、医療センターの事務局長は以前か
ら平成28年度の黒字化ということを盛んに言ってきました。しかし、今1億数千万円の赤字
が出ていると。そういったことを踏まえた上で、どういった経営改善を進めようとしている
のか、その点について答弁を求めます。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（井野孝文君） おはようございます。それでは、答弁させていただきます。

まず、冒頭なんですけど、昨日の谷崎市議のときの答弁もさせていただきましたが、今の監査委員の指摘等を含めまして、病院事業管理者を先頭に職員全体で経営の効率化に取り組んできたところなんですけど、改善傾向にあるものの、結果として単年度収支が赤字なところはまことに遺憾に思っております。

今ご質問のありました経営改善につきましては、平成28年度、病院の経営改革プランということで、阿蘇医療センター改革プランという中長期の計画を策定させていただきました。これにつきましては、策定にあたっては病院内部で十分議論を含めて検討させていただいて将来計画を立てております。これからの阿蘇医療センターとして、公立病院としてのあり方と将来的な経営改善の計画ですね、その中で目標数値ということで掲げさせていただいております。病院のホームページのほうにも上げておりますので、広く市民の方々にも見ていただいて、公約ではございませんが決意表明だと思っていただいて構わないと思っております。

その中で、経営改善、経営の効率化については公立病院が担う役割としまして、不採算医療、へき地医療、高度先進医療等の提供をこれからも十分確保しつつ、経営も当然ですが、黒字化を目指して経常収支比率等の数値目標を設定し、かつ医師等の人材確保、育成、経営人材の登用等に留意しながら、収入の増加、経費削減の具体的な取り組みを、その改革プランの中でも記載しておりますので、それが病院の考えということでございます。

以前、議会の答弁の中で、平成28年の黒字化というのは確かに私が申し上げたところでございますが、不可能な数値ではございませんで、改革をすれば、改善に取り組めば決して可能だということを前提にしながら、手の届かない数値目標じゃなくて、そういうことでやっぱり目標はある意味高く掲げなければならないこともございますので、そういうことを前提にしながら一生懸命取り組みをさせていただいたところでございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 今、改革プラン、病院のほうできちんと立てているという答弁でありますけど、私は、やはりその中に具体的なものをしっかりと見据えていく必要があると考えております。

それから、これは一つ提案でありますけど、公立病院、全国の自治体がいっぱい持っていると思います。その中には、当然、黒字で運営されている病院もたくさんあるはずなんです。そういった病院を、やはり、どこで黒字になっているのか、そういったことを検証しながら今後の医療センターの経営改革に取り組んでいただくように求めておきます。いいですか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（井野孝文君） はい。提言ありがとうございます。

以前、平成27年11月なんですけど、総務省の経営アドバイザーという方にも来ていただいて指導を仰いでおります。その中でも、今、議員がおっしゃいましたような、優良な自治体病院の視察研修というのはすべきだということで指摘を受けておりますので、計画をしてお

ります。熊本県内 19 公立病院がございますが、熊本県内でも当然経営的にうまくやられている病院もございます。県内の病院であれば病院長同士も顔見知りでもありますし、いろいろ情報交換もさせていただいておりますし、職員の交流もございます。いろんな、阿蘇医療センターにとって有益な情報につきましてはいろいろ教えていただきながら、それも取り組んで、一つのその成果が、昨日申し上げました診療報酬の加算の取得とかそういったのでは増収対策につながっていると思っております。

また、今後も事業管理者も十分経営のことも考えていただいておりますので、そういった優良病院ですね、病院の規模だとか立地条件だとか状況はいろいろあると思いますが、阿蘇医療センターにとってお手本となるべき優良病院については十分そこを視察研修等をさせていただきながら、ノウハウを取り入れさせていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 視察研修を計画中ということですので、ぜひきちっとした、早い段階に実施してもらうように求めておきます。ありがとうございました。

それでは、2番目の質問であります、阿蘇いこいの村についてであります。

指定管理ではなく、賃貸契約によって民営化を図るといふいこいの村の民営化の事業でありましたが、残念ながら相手の会社に対して未払いの賃金を求めての裁判を起こすというような事態になってしまいました。私は、今回このような事態になったのは何なのか、なぜなのかというようなことを今後私どもで検証しながら、これから先の民間委託に対しての取り組み、そういったものを考えていく必要があるというふうに考えております。

そこで、今後、裁判中であるのでなかなか執行部のほうも答弁できる部分、できない部分あると思いますが、今、私が疑問に思っていること、そういったことをいくつか質問をしますので、答弁をお願いしたいと思います。

まず、副市長に答弁を求めたいのですが。以前、全協等で副市長、今回の企業を選定するにあたって選定委員会の委員長を務めておられましたが、その当時の総務部長に、すべて選定については私に任せてほしいということであったので、すべて任せたと、そのことは委員長として職員に任せるといふのは当然あっていいことだと思いますので、そういうことを発言されましたが、それは間違いなかったか、その点について答弁を求めます。

○議長（藏原博敏君） 副市長。

○副市長（宮川清喜君） お答えいたします。

非常に難しい問題でもなかつです。阿蘇市の場合は市が独自でやっている事業は、市長、私の体制になってからなかつです。全部外に委託しております。それはなぜかと言いますと、今までの経験上、そのほうが効率が上がると思っているからです。それで、結局、プロポーザルというような意見を、公募した中から聞くときは、その事業の内容によって審査委員の委員会を設けます。それで、委員会用のメンバーは部長だけの場合もありますし、いわゆる外部から入れる場合もあります、それは今までたくさんしております。それで、それはいいんですけど、その中で今回の、何で答えられないかと言いますと、議員がおっしゃったように裁判になっておるものだから、それは答えられないんですね。結局、今の段階で、その報

告は受けております、ただ、それは公にできないというようなことはご理解いただきたいと思えます。

それと、あと一つはプロポーザルのときは全部委員は点数次第です、後でいろいろ、口ではだめだから、結局点数を付けてもらいます。そして、最終的には委員長である私のほうに来ます。それは市長じゃなかつです、私のほうに来るわけです。それで、それによって当然点数が出るもんだから、今まで同点というのもなかつですもんね。全部それで採用を決めております。それで、それがひっくり返ったことも一回もございません。それは、委員会を馬鹿にすることになるので、委員さんが点数を付けた後に、それに従って決定しております。

以上です。何かありましたら、お願いします。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 副市長、ありがとうございました。

裁判中ということでなかなか答えられないという部分があるということですが、ここで経済部長に答弁を求めますが、以前、私、一般質問の中で、先ほどちょっと話をしましたが、ある職員さんに全てを任せていたと、それでその職員さんが一人でほとんどのいこの村のことをやっていたという話をしましたときに、随時報告は受けておりましたが、それに間違いがないというような答弁をもらっておりますが、それは間違いありませんか。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） お答えさせていただきます。

組織上、担当の者がそれに当たるという形で行っております。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 経済部長、ありがとうございました。

やはり、組織として担当がそれに当たるということで、今答弁をもらいました。ここで、所管でありますまちづくり課長のほうに伺いたいのですが、実に、先般も話をしました、今回のこの契約書の中に保証人すらないと、そういった契約書が発行されていると。私どもからすれば、市営住宅でもしっかりと保証人を付けています、今回のいこの村のような大きな施設を貸し出すのに、なぜ保証人を付けなかったかという、そういった大きな疑問を私は持っております。

そこで課長に伺いたいんですが、保証人のない契約書、誰が作成したのか、課長のほうで把握ができていますか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） おはようございます。契約者のつくったものはまちづくり課のほうでつくりまして、契約をしているというような状況になります。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） まちづくり課のほうで契約書を作成したということで答弁をもらいましたので、追々このいこの村については、裁判が進む中でいろんなことも出てくるんじゃないかと思えます。私どもは顧問弁護士との話し合いも求めておりますので、総務部長あたりもいずれやるということですので、そういった方向性も求めながらこの問題はここで終

了し、今後また一般質問を行いたいと思います。課長、ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） すみません、お時間をいただきます。今の裁判の件でございます。副市長のほうも裁判の件について触れられておりますので、私のほうから裁判につきまして、9月12日に第1回目の口頭弁論が行われております。これについては訴状の読み上げのみという形になりますので、代理弁護士だけが出廷しております、原告の出廷依頼は行われていないという状況になります。裁判の状況については、以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） ありがとうございました。今、特に課長のほうから、裁判の状況について報告がありましたが、随時ですね、やはり議会のほうにも裁判の進展状況、報告をいただくように求めて、この問題を終わりたいと思います。

それでは、最後の話になります。ふるさと納税についてであります。今回、環境共生基金として今まで阿蘇市は寄附をお願いしておりましたが、ふるさと納税という形での一般の方からの寄附を求めるようになりました。私は、早くからふるさと納税制度に取り組むべきではないかというふうに思っておりましたが、今回ですねこの事業に取り組むことになった経過、その点について経済部長のほうの答弁を求めたいと思います。どういう形でこのふるさと納税に取り組むようになったのか、その経過をお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 今、議員おっしゃいましたように、今回ふるさと納税に取り組むようになったわけですが、最大の原因は熊本地震でございます。それまで、非常に阿蘇には入り込み客、全体でございますが、阿蘇市だけで500万人以上という形で、非常に経済的にも効果があっておりましたが、国道57号、JR等の被災により、なかなか入り込み客が減っております。その分を補うためにも、ふるさと納税にチャレンジして、中の経済を向上させようというのが発端でございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 経済部長、ありがとうございました。

熊本地震ですね観光客入り込み数が減った、その分、やはりいろんな形での収入減、いろんなことが出てきている中で、ふるさと納税に取り組む。私は非常にその点を評価したいと思います。この事業、既に全国の自治体、多くの自治体の実施をしております。そして、その自治体の大きな収入源になっているわけでありまして。そこで人気のある自治体はその返礼品の品物によって、やはり人気が出ていると思いますが、そういったことを加味しながら、この事業効果と、この事業に期待するもの、所管の課長はどのように考えているか答弁を求めます。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 失礼いたします。ふるさと納税の効果という形になります。現在、ふるさと納税の返礼品につきましては、本市で生産された、また加工された商品返礼品として考えたいと思っております。ふるさと納税に取り組んで、返礼品を出すこと

によって、阿蘇の魅力ある商品等々を全国に知ってもらえるのが一つあるかと思っておりますし、市の基幹産業であります農業、これの生産物、加工品が出せるという部分と、もう一つ、観光という形で、今回については宿泊者がかなり減ってきております。宿泊券を返礼品としても取り扱いを考えていきたいと考えております。諸々加工品、宿泊券等を出すことによって、一つは農家所得の向上、また宿泊者の向上という形の効果を期待しております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 市原正君。

○7番（市原 正君） 私も非常にその点については共感を持っております。やはり、ここに宿泊する人が減ってきたと、当然そういった券を発行することによって、ここに来ていただける方も増えるのではないかと考えておりますので、ぜひ所管としてこの事業を成功させていただくように求めておきます。ありがとうございました。

このふるさと納税、多いところはですね20数億円、一番多いところは50億円に近づこうとしている自治体もあるというふうに聞いております。阿蘇市もできるだけ多くの寄附が集まるようにと期待をしております。

以上で、私の質問事項全て終了いたしました。今日、特に代表監査委員に答弁者としてご出席をいただきました。ありがとうございました。また、先ほど答弁をいただきました副市長には9月末日をもって勇退ということではありますが、長年、阿蘇市のためにご尽力いただきましたこと、心から感謝を申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 市原正君の一般質問が終わりました。

続きまして、15番議員古澤國義君の一般質問を許します。

○15番（古澤國義君） 一般質問に入る前にちょっと準備体操をしたらどうかなと思っております。執行部の皆さんにちょっと3つばかり質問をしたいと思います。これは議員の皆さんも一緒にですけども。

○議長（藏原博敏君） すみません、一般質問の要綱に反しますので。一言だったら結構ですが、そういう長い発言は一般質問の中に組み入れてください。

○15番（古澤國義君） 波野の荻岳に行ったことはありますか。その次に、波野の神楽殿に行ったことはありますか。それから、ソバ畑のソバの花の公園に行ったことある人。はい、ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） それでは、ただ今から、15番議員、古澤國義君の一般質問を許します。

古澤國義君。

○15番（古澤國義君） 15番、古澤です。

私も今まで、自分で農業ということを一生涯やってきました。さりとて、もう高齢で、70になりましたので、そろそろやめようかなと、大体農業者年金のときにやめるつもりでございましたけども、何とか続けて、そしてやっていこうと思っておりましたけれども、もう

高齢でやめようと思っておりますけども、やっぱり今から続く新規就農者、後継者を目指して頑張っている人たちのためにも、少しでも農業のためになることを発言しておこうかなと、そういう思いで、今回は農業全般について質問をするわけでございますので、その点をあしからず。

まずもって、耕作放棄地、このことが1つの今の農業の問題点でございますけども、この耕作放棄地が阿蘇、一の宮、波野地域に農業委員会で調べた、恐らく農業委員さんのほうで把握したと思っておりますけども、どのくらいあるのか教えていただきたいなど、農業委員会の事務局長をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会事務局長

○農業委員会事務局長（園田達也君） お疲れさまです。質問にお答え申し上げます。

昨年の農地パトロールによりまして、平成28年度の耕作放棄地が約16.3haでございました。平成29年度、これから行いますが、農地パトロールの調査、それから集計、そして今後この土地をどのようにするかということで、利用意向調査というものを皆さんに行っていきます。その調査の後で、自分で耕作ができない方、それから中間管理機構とかに農地バンクやJAによる集荷円滑化団体等、これらを紹介をしまして耕作放棄地の解消に向けました指導を行っていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君。

○15番（古澤國義君） そこで、大事なことは旧阿蘇町に何ha、旧一の宮町に何ha、旧波野村に何haか、パトロールできない部分もあると思っておりますけども、その面積をちょっと教えてください。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会事務局長

○農業委員会事務局長（園田達也君） 今、農業委員会で把握しているところですが、旧一の宮で5.3ha、旧阿蘇町で9.4ha、旧波野村で1.6haと考えております。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君。

○15番（古澤國義君） ですから調査が大分間違っているですね。特に、今度は波野地域に限って言いますと、もう10年前から耕作放棄地になっている畑がかなりあります。恐らく10町以上あると、10町以上でしょう。そして、現在は、恐らく私が知っている部落だけでも6町ぐらいの耕作放棄地になっているんです。なぜ、その耕作放棄地になっておると、事務局長、思いますか。

○議長（藏原博敏君） 農業委員会事務局長

○農業委員会事務局長（園田達也君） 委員会で把握しておりますが、所有者側の理由としまして、耕作をされている方がもう高齢化して耕作ができない。所有者のほうと連絡が取れない状態でおるようなところ。それと、物理的な理由と申しますが、現場までの道がない、また大型化されていますので大型のトラクターとかで入ったときに、実際にブロック塀を壊したりとかいうようなことで、担い手とかの方たちがちょっと受けていただけない、そういうようなことが原因ではないかと考えています。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君。

○15 番（古澤國義君） 根本的原因は、やっぱり私もそこにあると思います。取付道路の整備、農道の整備、やはり今言ったように、耕作放棄地に今畜産農家の人も農地が要るんですよ。ただ、採草も植えたいけれども、今言ったような大型トラクター、後ろにいろいろ何とか引っ張って歩きますので、道路が悪いと後ろのトレーラーがひっくり返ります。それで、牛を養う人が今年 46 万円の損害をこうむったと。私に文句を言ってきました。「あんたは議員もしちよって、農道いっちょつくりきらんか」と。「いや、それは私がつくるわけじゃないから、あんた、自分で言いなさいよ」と言ったんですけども、実情は畜産農家も借りれないような農道が多いんです。そういうことで、農業委員会の事務局長には大変ありがとうございました。

続きまして、農道の整備管理、それから新規事業について、これは農政課長ですか、経済部でもいいですけども、農道、例えば、あんまり地域のことを言うてはいけませんけども、地域のことを言わんとしょうがない、特に農道が全然整備されていない。合併したときには産山、波野の中山間事業で農道の計画路線ができて、その分については合併してから 3 年か 4 年以内にはほとんどできたと思っております。その後は、ほとんど農道ができてない。できておるのは、ゴミオキ四ッ堀線とか 1 路線か 2 路線ぐらいだと思います。ただ、なぜできないか。市道はできるんですよ。ただ、波野の場合は昔の畑作効率経営事業というやつで市道を、市道じゃなくて村道を農道に引き落として道路をつくっているんですよ。ですから、道路をつくってくれと言ってもなかなか市が動かない、できないと。私たちが思っておりますけども、農政課の農道に対する現状と考え方、どこかつくる路線があるのか、早期にお答えください。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

波野地域の農道整備でございますけれども、これまで過疎債を活用いたしまして整備を行ってきております。現在、予算の確保に努めながら整備を進めているところでございますけれども、工事の進捗にいたしまして非常に時間がかかっているような状況でございます。

ご質問ありましたとおり、通迫四ッ堀線を平成 18 年から年次計画に基づきまして整備をやっているところでございます。過疎債を活用した部分につきましては、現在も過疎法に基づく整備計画のほうに約 9 路線ほど掲載をいたしておりますけれども、順次予算の確保ができ次第、計画的に進めてまいりたいと考えております。

それ以外の現道であります約 20 路線ほど未舗装の農道でございますとか、非常に幅員の狭い農道等がありますけれども、そういった維持管理につきましては、多面的機能支払交付金事業を活用いたしまして農道の維持管理に対応している状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君。

○15 番（古澤國義君） さっきの方針に関連しますけれども、特に農道につきましては、いうなら南迫線、あの上には畑が 4 町ぐらいあるんですよ、ずっと上のほうまで行くと。これが 10 年前から放棄地になっているんですよ、途中まで。一回農政課の人が見に来たら、ああここは畑が少ないから該当しませんと言うて帰ったらしい。何を言うかと。やはり、山の上に

一人がおっても、その生活を見るというのが行政です。市政は人のためにやっぱり動いてやらないけない。お金は農協が取り上げるから、市は人のために働いていただきたい。

そういうようなことで、何とか農道の整備をせないかん、ただ、道が 100m とか 150m の道路もあるんですよね、狭いの。しかし、そこは 3m50 cm でコンクリートの現物支給なんかをしていただくと結構いいと思うんですよ。前は現物支給がかなりあったんですけども、今は現物支給という制度がほとんどない。聞いたら、生コンが高くなったからと。そういう理由もあったそうでございます、本当に、去年か、どこかの道路にはちょっとあったけどもですね、そういうふうに農政課のほうでも頑張っていたかましてですね、南迫線については、今、あそこにずっとキャベツが 2 町ほど植わっております。この前の雨、昨日の雨でもうトラックが通りません。ですから、そういうふうな緊迫的な事情も考慮していただいて、これは話が前後しますけども、後から産地指定の問題も出てきますけども、その出荷と一緒になってきますので、よろしく検討をお願いしたいと。いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 非常に地域の実情があろうかと思えますけども、過疎債を活用した農道整備事業の要件といたしまして、農用地の受益地でございますけども、面積要件がございます。おおむね 10ha 以上という規定がございます。それから、受益農家数等の要件もでございます。おおむねという解釈がございますので、先ほど申しましたとおり計画路線に上げている路線について、優先順位等を設けながら、予算の確保が付き次第、計画的に整備のほうを検討させていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君。

○15 番（古澤國義君） あのね、こういうと何とか基準とかいうから、10 町という面積はどこにありますか、一つところに。そら全体的になるとあるですよ。私はそう思いますけど。なら、10 町ある畑しかないの、1 町の畑はしないのですか。そこなんです。だから、何らかの、早くやらないかん。例えば農業振興地域とかなんかと、これを簡単に、昨日の本会議で出ましたけど、条例を制定したんですけど、これは市町村の農業整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域、昭和 44 年、農業振興地域の整備による法が制定された。そういうことでございますので、法に基づいて道路をつくっていけば、その条件は 10ha とか 4ha とかいうのは、その中の仕事をする条件と思っております。それを言うなら、ほとんど水田のところは該当する事業はできません。もうちょっと広い気持ちで、農政でできんなら建設課にお願いして、どうせどっちみち農政で計画して建設課が仕事をするんですから。早めをお願いしたいと思います。

以上です。よろしく。答弁があれば。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 非常に悩ましい問題でございますけど、現在、多面的事業の旧阿蘇町、旧一の宮町区域におきましては、多面的事業の長寿命化対策を取っております、そちらのほうで農道、それから用排水の補修あたりも実際やっているところです。現在、旧波野村地区で長寿命化対策を取っておりませんので、次年度以降そういった交付金事業を活

用いたしまして、非常に緊急的な支障のあるような路線につきましては、多面的機能支払交付金を活用した補修を早急に検討する必要もあると思います。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君。

○15番（古澤國義君） これでは農道については終わります。いろいろ質問しておりますので、時間がかかりますので。よろしくお願ひしたいのと、次に県境の鳥獣害駆除期間についての駆除でございます。さて、このことについては、私の住んでおるところがちょうど県境でございます、資産は大分県に3分の1くらいでございます。そういうことで、大野川もできない、何もできないと。補助事業もあんまり大分県がのらないと。ただ、いいことに固定資産税があんまり言うてこないというのが、本当ですよ、評価外だそうでございます。そういうことで、いい点もありますけどもですね。

そこで、ただ一番、今困っているのは鳥獣害の被害なんですけれども、これはどこでも多いからしょうがないけれども、ただ、県境、なぜ県境というかと言うと、例えば道路がありますね、道路を鉄砲屋さんが、こうやって鉄砲を撃っていきます。犬がワンワンやって、こっちのほう、大分県側のほうに行きます。そしたら猟師さんは大分県側に撃てないですよ。道路沿いで間近にいても、こっちに行けば撃てないですよ。ただ、これが鳥獣期間内の保護期間ですよ、これを除いた2月から11月以降はどこでも猟を願えば撃てるんですけども。ただ、鳥獣被害があるのは今から11月までです。ちょっと私が言ったことはみんな、もう5年以上要望しているんですが、どうなっているのか。簡単なことです。ただ、撃てるのは撃てるんですけど、猟友会もなかなか撃ってくれません。私が、支所に、おい誰々君、イノシシとシカが出てこういうことだがねと言って、「はい、猟友隊に言うておきます」、なんや、言うだけで何もなくて。「電柵がありますけども、3万円の補助です、5万円以上、3万円の補助金です。3万円以下は1万8,000円ですとか2万円です」と言います。ただ、電柵を張れば、去年も私も新聞に載りましたけれども、1町の畑に電柵を張りますと7万8,000円のソーラーでないと駄目なんです。そして、シカネットは、シカを追うためには2m50cmから2m70cmのポールを立てないと、シカが飛び越えるんですよ。それに5線張らないかん、5線。下の2線がイノシシよけ、上の3線がシカなんです。だから、5線張りますと、1町張ると27万円かかります、ポールと電線だけで。それに人夫賃が4万円ぐらい要りますから、結局1町張ると31万円かかるということです。そこで、後でソバとか出てきますけども、ただソバとかに1町の畑に41万円もかけて電柵を張れるかというのと、あんまり張れないと。その代わり1年きりじゃありませんけどもですね。減価償却で見れば結構安いもんじゃあると思っておりますけども。そういうこともありますので、一応県境の鳥獣被害の駆除期間内のことについて、課長の答弁をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず、狩猟ができるまでのプロセスでございますけども、各種許認可が必要になってまいります。ご存じだと思いますけども、銃の所持許可については各公安委員会が許可することになっております。それから、狩猟者の登録ということで、こちらのほうは各都道府県が登録することになります。それから、有害鳥獣の捕獲に対する許可

でございますけれども、こちらのほうは狩猟者登録がありまして、先ほど言いました登録がございまして、こちらのほうは市町村が許可するというのでございまして、これらを踏まえ狩猟ができる環境ができることとなります。

ご質問のとおり、波野地域については県境が大分県でございまして、以前から阿蘇市の駆除隊からもご意見をいただきながらやっておりますけれども、昨年、竹田市に要望を実施しております。竹田市の回答の内容といたしまして、大分県の猟友会の取り決めがあり、他県の人は入れないという決めごとがあるようでございます。阿蘇市においては大分県だけではなく、産山村、高森町、また菊池市といった隣接する他の市町村もございまして。そういった中で、今後は、都道府県での狩猟者登録の共通化や県境等を越えての有害鳥獣捕獲の規制緩和等について、熊本県に対して強く要望していきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君。

○15 番（古澤國義君） 今、県単位で動いているんですよ。さっき言ったように、熊本県、大分県、福岡県、宮崎県4県合同で駆除隊を発生してやるようになっておるじゃないですか、何回も何回も。やっぱり言うこととすることが大分ピントがずれてきている。もう、このことについては、課長は今度1年になったばかりだけ、大変すみませんけれども、課長には言わないとしょうがないから言っておりますけれども、やっぱりそういうことなんですよ。5年も前から問題点が起きておる。しかし、ここは、やはりあなたに言っても、課長の限界がありますから、市長をお願いをせんとしょうがない。佐藤市長、いかなる措置を取っていただくつもりでございましょうか。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今の鳥獣駆除隊の件でありますけれども、確かに以前からそういうご意見等もいただいておりました。今、農政課長が申し上げましたように、やっぱりどうしても、大分県なら大分県の個別の狩猟の団体の取り決めもあるということを今聞きましたけれども、そうしますと、やっぱり県単位で、これをしっかりと取り組んで、そしてやっぴかないと、ただ市町村だけが特異的にやっぴいても、それは全体的な面の中で彼らはどうやって動くかわかりませんから、移動範囲も広いと思います、そういう意味ではやっぱりしっかりとそういう連携を取りながらやっていくことが一番であると思いますので、再度そういう悩みというものを県のほうにもお願いをして、早急にそういう協議をしていただくようお願いをしていきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君。

○15 番（古澤國義君） 根本的に大分県に行って鉄砲を撃つだけじゃないんですよ。道路沿いに逃げ込むときに向けて撃つとか、道路側の県側から熊本県に向かって撃つというような状況でございまして。この前も、竹田市の猟友隊長が荻町におりますので、その人にお話に行きました、「それはいいですよ」と、「昔は波野と合同でやりよりましたもんな」と、そういうことは聞いております。だから、あんまり難しい問題じゃないですよ、隣の県境の話ですから。それは、私の畑はそこにあるとだけ、私の畑で撃つてよかでしょうと、それはワナはいいんじゃないですかと、そのぐらいの話ですよ。ですから、そういう点を早く竹

田市なり阿蘇市と相談をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。もうソバも満開を過ぎました。それで、あとは刈り取りを待っておるだけでございますけれども、イノシシにやられるか、今度の台風でやられるか、どっちかでございますので、非常に困っておるところです。そういうことです。

それでは、続きまして指定産地、旧波野村には産地指定を受けたキャベツ、それから国の指定を受けている馬鈴薯、そして阿蘇市の認定を受けている特産物のソバとありますけれども、農政のほうでは今のそういう指定産地の現状をどう受け止めておるのか。どういう実情になっておるのか把握をしているでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今の指定産地の状況でございますが、キャベツ、そして種馬鈴薯につきましても、国、それから県の指定ということです。キャベツについては、現在、共販で出荷されている農家の受益ということで約 49ha、17 戸の状況になっており、種馬鈴薯におきまして平成 9 年に選別施設を整備しまして、その当時、生産戸数で約 80 戸の受益者の方がいらっしゃいましたけれども、平成 16 年の出荷事故により、病害発生があったということですけれども、受注が激減いたしまして、現在 7 戸の生産農家の方がいらっしゃるという状況でございます。それから、ソバにつきましても高冷地野菜における連作障害の回避作物ということで輪作体系に取り組んできたわけですが、平成 11 年に約 70 戸の生産農家の方で約 80ha 作付けがあったということです。現在は 36 戸で約 47ha と大幅に減っており、議員からありましたとおり、有害鳥獣被害や気象条件等々の影響により収穫量への影響が年々大きくなっているという状況です。

指定産地における、面積的な部分については非常に減ってきているわけですが、種馬鈴薯につきましても現在大野川の水利用も含めて波野地区の体系、営農支援ということでやっております。その一つとして今後も捉えてまいりたいと思っておりますし、ソバにつきましても、特産物という位置付けですので、農業振興のみならず観光振興でありますとか地域振興という特産物の観点から、道の駅との連携も一体的な調整が必要であるかと思っております。そういった中で、将来を見通していく協議をやはり進めなければならない時期に来ているのかなと考えております。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君。

○15 番（古澤國義君） すみません、3 項目一緒になってちゃんぼんになっておりますけれども、大体類似した問題ですので続けて質問をしたいと思っております。この産地指定というのは野菜生産出荷安定法という法律がございまして、その中で野菜の消費量の多いものを国が定めて指定をすると。指定産地は、出荷量の 2 分の 1 以上を指定消費地に送ると。その代わり出荷価格が下がった場合は価格補てんをします。この価格補てんについては、生産者、もとは市と県と 3 分の 1 ずつぐらいだったと思っておりますけど、今は市がない、今は生産者と県、そういうことになっております。

ただですね、問題が起きました。なぜかと言うと、皆さんご存じのように、今、群馬、長野の野菜というのが九州に全部流れてきます。その中に、なぜ流れてくるかと言うと、白

菜、レタス、小さな小物野菜を入れなければいけないんですよ、九州にあんまりないもの
ですから。ですから、そのついでにキャベツも送ってくるんです。ところが福岡、熊本の指
定市場に持っていきますと、長野、群馬もものは1,300円で売る、今、新聞を見ると1,300
円ですけれども、九州のものは700円か800円なんですよ。平均単価を見ると1,000円ぐら
いか800円、今でもですよ、普通なら800円しないんです。ところが、価格安定金はどうか
と言うと、波野はキャベツが安いから安定金の額が小さいんですね。長野、群馬は1,300円
で売っても価格補填金が貰えるんです。1,300円プラス価格安定金400円ぐらい来るんです。
だから、長野、群馬のキャベツは2,000円ぐらいに売れていくと、手取りがですね。そうい
うふうな、今、矛盾条件があつて、長野、群馬が入ってくるおかげで我々生産者も価格安定
金が減ってきたと。市場の平均価格が高くなったからです。熊本産だけで市場平均価格にな
っていきますと、その市場の平均価格ですからいいんですけど。そういうことで、生産者
が「ばからしい、ばからしい」と言い出したというのが現状でございます。そういうことを
ちょっと耳に入れながら、そういう現状もありますけども、ただやはり生産品を優秀な品物
にするために予冷庫を入れました、旧波野村の時代に。その予冷庫も真空予冷庫ももう寿命
が通り過ぎたって、至れり尽くせりのつぎはぎだらけの真空予冷庫でございますので、いつ
つぶれるかわからんと。そういう状況でございますので、生産者も今さらキャベツ部会に行
って、またそげな金を払らわれないかならとてもばからしいということで、だんだんと1地
域2地域が減っていきます。そういうことです。

それと、労働力がいないと。やはり、やっぱり今から先、市にもいろいろお願いをせない
かんと。労働力は自分たちで見つけないかんけども、やはり今、外国人労働者に頼ってはい
かんですけども、一昨日、労働者が一人、またいなくなりました。部会のほうでは大変手を
尽くして、失踪届を出して探しておりますけども、ベトナムの人らしいですけど、そういう
ことなんです。いろいろと問題点はあります。そういうふうな生産者と働いてくれる労働者、
これからが一つの課題だと思っておりますので、その点についても行政のほうで雇用力の推
進とかをしていただくなればいと思っております。

そしてまた、キャベツはそのくらいでございます。種馬鈴薯ですね、この種馬鈴薯は
今から69年ぐらい前、旧波野村長であつた古澤鶴吉が、もうトウキビ、菜種の時代じゃない
と、種ジャガを入れて経営安定につくろうということで始めたわけでございます、昔は牛
鋤きでジャガイモひろいをしていたんですけども、だんだんと大きくなって大型機械を入れ
て、旧波野村で始めたわけでございます。3億5,000万円以上の売り上げもあつたこともあ
りますけども、大型機械に頼りすぎて事故率が高くなってきたと。安心して農協が掘ってく
れるものと思っておつたら、こういうふうにも雨が降ってきますと、掘り取り期間が少なくな
って掘り取りがなくなつたと。そういうことで事故比率が多くなつたんですよ。その当時の
村長さんと組合長は、毎日、9月になりますと沖縄の離島巡りをして、官民、組合一体にな
って販売をした経緯もございまして、そういうような歴史もあります。そこで種ジャガ
をつくろうと思つても、波野以外ではできないんですよ。隣の萩町が作りたいたか、ど
こが作りたいたとも申しますけども、種ジャガは農林省の防疫の管轄ですから、できないか

ら何とか、私としては、私が農業をやめても続けてほしいなと思っているわけですので、ところが現状を聞きますと、やはり機械が20年ぐらい経つから、もう機械が無理だということでございますので、これも恐らく馬鈴薯の選果場、機械は市のほうで農協の指定管理に入れてありますので、これも市の所有物でございます。そういうことでいろいろと検討もしていただきたいなど。この前、部会長が私のところに来まして、このままでは来年掘り取りはできないだろうということで非常に困っておるそうでございます。そういうことでございます。馬鈴薯について何かありますか。さっきの事業の中でも取り組みますか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 種馬鈴薯におきましては、平成9年に種馬鈴薯選果施設を整備しまして、現在JAが管理を行っているところです。生産面積が減少しておりますけども、種馬鈴薯は地域性として波野が合っているという利点も生かしながら、今後管理者であるJAと相談しながら、今後、検討させていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君。

○15番（古澤國義君） 大体わかりました。よろしく、また詳しいことは部会長なり相談に来ると思いますので。

それから、ソバにつきまして、そば組合では、そばの花公園を管理しております。そばづくり事業ということで、あそこのそばの花公園を整備しなさいよということでございました。その代わりに機械も入れましょうねというようなことで、そばの里づくり事業が始まったのでございます。そして、ソバの花見をしようということだったんですけども、花見もやめた。そういうことで大変困っておりますけれども、あそこの管理が大体91万円かかるんですよ、そば公園の花が咲くまでに。トラクターが大体16台、畑が6町5反ありますので。飼料が100俵の24万3,000円、小作賃が17万8,000円、弁当代が8,000円、もろもろ入れますと約100万円近くかかるんですよ。市の助成を種代として18万3,000円はいただいておりますけども。経済部長、商工課、来たときに、これではもうできませんよと、もう私たちも組合の運営はできませんよ、何とか阿蘇市の景観整備事業とか併せてやってくれませんかということでしたけども、そのことについて質問したかったんですけども時間がありませんので後で聞くといたしまして、何かソバの花公園について意見がありますか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 6haのソバ畑の件であります。これまで、阿蘇高原そばの里づくり事業ということで神楽苑と連携した新そば祭り等、ソバ畑を生かしたいろんな取り組みをやってきております。こちらのほうは所管が経済部の中ですけども、農業振興、先ほど言いました道の駅、それから観光や地域振興の観点から経済部で今後の方策について協議をしてみたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君。

○15番（古澤國義君） もう時間が来ましたので。そういうことで経済部長、あなたはこの前そばづくり事業のときの会議にかたっていたんです。そして、この問題について私が言ったときは「三者で相談をします」と言って帰ったんです。だから、そういうことで、全然そ

れからこのことについては話がなされていないから私が言っているだけです、そういうことです。

続きまして、大野川につきましては大分県も今度3期の事業を始めて、大きく、今、これが大野川の事業です、私たちの熊本県境から荻岳のファームポンドから引くのかなと思ってはいますけども、大分県もこの3期の事業が始まっております。そういうことで、お伺いしたいのは、国の同意、県の同意が何%取れておるのか。簡単に。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 現在の大野川上流土地改良事業の同意状況でございますけども、国営分では、平成28年の第3計画変更決定に伴う時点の同意率としまして74.67%でございます。その後、同意される受益者の方を含めまして、7月現在でございますけども、75.33%まで上昇いたしております。それから、県営部分ですが、8月末時点で茶臼塚工区が78.9%、荻岳工区が70.6%となっております。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君。

○15番（古澤國義君） 大体は皆さん同意に賛成をしておると。同意に賛成しない人は事業をしてない人、受益者だけの人と思っております。そこで心配なのは、経営事業が最終的負担はいくらになるのか。ある程度、行政でいくらまで責任を持っていただけるのかということでございますので、そこを説明できるだけ、このことにつきましては、またゆっくり相談せないけませんけれども、あらかたそういうことができるか、できないのか、相談するのか、しないのか、教えてください。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 維持管理の部分ですが、これまで全員協議会におきましても詳しくご説明しておりますが、頭首工からダムまでの基幹施設部分ですけれども、こちらのほうは2市1村で管理していくということでの取り決めになっております。この基幹施設からファームポンドまでの、それから県営のパイプラインを含めたその他施設と県営の部分ですけれども、その他施設部分が10a当たり3,500円、県営のパイプラインの維持管理費が10a当たり700円ということで積算がなされております。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君。

○15番（古澤國義君） 時間が来ました。700円というのは建前であって、問題がいっぱいあるんですね。よその人が来てトマトをつくっておる、その人は32年までは無料と言ったと。平成32年度以降はもうおらなくなるおそれがあるんですよ。残った人は、もう負担金は大変です、小作地に入っているんですから。そういうことで、いろいろ問題点あると思いますし、このことにつきましてもゆっくり経済部と検討したいと思います。市長も交えてやらないかんだろうと思っております。

そういうことで、農業も、突っ走って農業問題について言ってきましたけども、非常にこれから先の農業、地域創生も含めて、新規就農者等、何とか農業が続けていけられるような施策を執行部で考えていただいて、よりよい農業地域づくりをお願いしたいと思って、私の一般質問を終わります。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君の一般質問が終了しました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。その間、森元秀一君の資料配付いたします。なお、11時30分から再開いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、議会を再開いたします。

8番議員、森元秀一君の一般質問を許します。

森元秀一君。

○8番（森元秀一君） おはようございます。8番議員、公明党、森元秀一です。通告に従い、質問させていただきます。

今回は、がん対策についてと公用車の安全な運行についての2問をお聞きしますので、ご答弁よろしく願いいたします。

まず、通告の第1番目、がん対策等についてお伺いをさせていただきます。2007年4月、国のがん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的としてがん対策基本法が施行され、6月にはこの法律に基づいてがん対策推進基本計画が策定されたところであります。がん対策基本法の第4条では、地方公共団体は基本理念にのっとり、がん対策に関し国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責任を有する。更に第13条では、がん検診の質の向上が示され、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方針等の検討、その他のがん検診の質の向上等を図るための必要な施策を講じるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう必要な施策を講じるものと規定されております。

慢性胃炎におけるピロリ菌の除菌治療に対する保険適用は、公明党の粘り強い主張が実ったものだと思います。2011年2月、党がん対策推進本部の秋野公造参議院議員が質問趣意書で、ピロリ菌の感染が発生原因であると政府は初めて認めた。その後も、国会質問や党员団の100万人を超える署名簿を厚生労働省に届けるなど、除菌への保険適用拡大を強く訴え続けた結果、2013年2月に承認されました。

除菌治療の流れは、内視鏡で慢性胃炎と診断されてから呼気検査などでピロリ菌の有無を調べる、感染が確認された場合、除菌治療は抗菌薬と胃酸の分泌を抑える薬を組み合わせ、1週間ほど服用する。現在、保険適用によって窓口の支払いが3割負担の人で、6,000円前後となっております。今回、阿蘇市の市民の方々から健診費用の軽減を図る助成制度の創設の署名8,307通を、先日、秋野参議院から市長にお渡ししました。秋野さんは、熊本に来た折には必ず阿蘇にて医療センターに寄り医療の現状を視察して地方の災害医療病院のモデルケースになるように厚生労働省に働きかけていただいております。

そこで胃がん対策、予防対策などについてお伺いしたいと思います。本市における死亡率

や胃がん検診の受診率など、胃がんの軽減対策はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） お答えいたします。

阿蘇市の胃がんによる死亡者数につきましては、年間およそ 370 名の方がお亡くなりになられております。そのうち平成 24 年度におきまして胃がんによる亡くなられた方は 12 名、全死亡者中の 3.2%になります。これが平成 28 年度におきましては 6 人と減っております。率にいたしまして 1.6%ということで減少しているところでございます。ちなみに、胃がん検診の受診率につきましては平成 28 年度 22.4%の方にお受けいただいております、これは熊本県平均とほぼ同率ということで、例年阿蘇市の方は 1,500 名から 1,600 名の方に受診いただいております。平成 27 年度におきましては 3 名の方の胃がんを発見することができました。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8 番（森元秀一君） 日本では胃がんと診断された人は毎年約 12 万人と推定され、そのうち 5 万人の方が亡くなっており、罹患率や死亡率は年々低下しているとはいえ、高齢社会になって患者数も増加傾向にあります。2012 年 6 月の新たながん対策推進基本計画では、改善前には記載されてなかった胃がん予防が国の方針として盛り込まれました。また、世界保健機構（WHO）の諮問機関 IARC はがんの発症を遅らせるとの報告を発表し、特に日本人の胃がんでは 9 割がピロリ菌が原因と推測されると報告しております。また、人間の胃の中にいるヘリコバクターピロリ、通称ピロリ菌の除菌は、これまで病状が進んだ胃潰瘍や十二指腸潰瘍などの病気に限って保険が適用されてきましたが、2013 年 2 月 21 日からピロリ菌の除菌による慢性胃炎を治療するための除菌に対しても医療保険が適用されるようになったところであります。ピロリ菌を除菌することで、胃がんの発症を抑えることができるため、保険適用の拡大により胃がん予防が大きく前進するものと期待をしております。

本市でも、胃がん防止のためにピロリ菌検査費用の補助を早期に実施するとともに、検診受診率を高め、胃がんの早期発見、及びその予防策を推進すべきだと思いますが、各種検診の検査項目にピロリ菌の検査を追加される考えはないのか、検診費用の個人負担の軽減を図る助成制度の創設についてのご見解をお伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） お答えいたします。

阿蘇市におきまして、今のところ国のガイドラインがございまして、住民検診あるいは人間ドックにおきましては胃の X 線検査、これを推奨しておられます。従いまして、ピロリ菌抗体検査自体については、胃がんの死亡率減少効果の有無を判断する根拠というものが今のところまだ不十分であるため推奨されておられません。従いまして、阿蘇市におきましては、ガイドラインに基づいて胃の X 線検査、これを住民検診に導入いたしまして胃がんの早期発見に努めているところでございます。

なお、今後ピロリ菌検査について、国による有効性の各検証が出たあかつきには検討した

いというふうを考えております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 先ほども出ましたとおり、やはりピロリ菌によってひとつ胃がんが防げるというふうなことなんですよ。その辺のところをもう少し、ほかの行政のほうでもそういった中で検討しているところはあると思うんですが、そういった中ではどうですか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 県内でピロリ菌抗体検査を実施しているのは天草市さんで、これは中学3年生、15歳の方々に、これは任意になるんですが抗体検査を今年から実施しているということは伺っております。検査費用が2,000円弱ほどかかりますので、それを自治体が全額みるといった形で取り組まれておられます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 参考資料のほうにも、皆さんにお配りしてあるんですが、これはことしの公明新聞の1月4日付で出されてあるんですが、特別国際医療研究センターの国際病院の病院長、上村先生は今後の課題として、胃がんは早期発見によってほぼ100%助かると。今後死亡数を更に減らすには、ピロリ菌の有無を調べる検査態勢の確立とともに、高齢者ががん検診へと導く取り組みが急務だとおっしゃっています。

例えば、今も多くの国民が受けているバリウム検査においてもピロリ菌のチェックは十分可能だと思います。一刻も早く検査に追加してほしい。全国どこでも抗菌治療はできる体制はほぼ整っているんで、一人でも多くの国民にピロリ菌の感染を知る機会があれば、胃がんで亡くなる方はもっと減るだろうと思います。また、ピロリ菌を除菌した後も胃がんのリスクが残っているため、定期的な検査は必要であるというふうなことを今後の課題として上村先生は述べています。

そこで、あと二つご質問、ご答弁をいただきますが、ピロリ菌除菌の保険適用拡大についてですね、課長はどのように評価されているのか。また、ピロリ菌除菌の保険適用が拡大されたことについて、市民への普及啓発にどのように取り組んでいるのかお示してください。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） まず1点目の、除菌の保険適用拡大についての評価ということですが、先ほど議員さんおっしゃられたとおり、ピロリ菌の除菌につきましては胃及び十二指腸潰瘍の再発防止に有効ということが明らかになりまして、平成12年から除菌療法を保険適用できるようになりました。更に平成25年2月からはピロリ菌による慢性胃炎も除菌保険対象となったことで、胃炎のような比較的軽い症状でも保険適用されるようになりました。このように保険適用が拡大してきたことについては、より多くの方がピロリ菌の除菌に取り組みやすくなったと考えております。

それともう1点、保険適用が拡大されたことについての市民への普及啓発についてでございますけれども、ピロリ菌除菌の保険適用につきましては拡大されましたが、ピロリ菌を保持していても、ピロリ菌による慢性胃炎等がない場合には保険適用にはなりません。病気が発症した場合に、その治療として除菌が保険対象になっているのが現状でございます。その

ため、啓発につきましては、今のところ医療機関において胃炎等の診療時に主治医の先生方から周知していただいているというような状況です。ちなみに、ピロリ菌検査が国によって有効性が確認され、明らかになりまして推奨されたあかつきには、もちろん市民への啓発周知に努めたいというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） やはり早期の発見できて、そういった中で胃がんの手術をしなくてもいいということになれば、国保の負担の軽減につながると思うんですね。やはりそういった中で、早期発見して、胃がんとなるとピロリ菌でというような形が決まっているものだからですね、だから胃がんは早期発見したら、もう 100%助かるということです。また、手術もしなくて済むということです、そういったところをしっかりとまた啓発していただきたいと思います。

次の質問ですが、胃がんリスクの発見に向けたABC検診適切検査の実施についてお伺いいたします。例えば、東京の町田市では5年間で全成人を対象にした無料検査の実施を決めております。また、大阪府の茨木市も対象者を40歳から65歳までの5歳刻みで検査して、その検査費用も助成制度を設けて400円で実施ができるような体制も取っております。更に、千葉市、市川市では、従来のバリウムを用いた受診率が約7%程度と非常に低いために、40歳から75歳まで5歳刻みで市民を対象に指定医療機関で血液検査を行い、受診費用は助成制度でわずか600円という自己負担で、70歳以上と後期高齢者などの方は無料で受けられるというふうなことをやっております。こうした事例もありますので、本市でも胃がん撲滅に向けて戦略的に対応していただきたいという思いがあります。

胃がんを大きく抑制しても、そのことが実際は医療費の大幅の抑制と胃がんの予防効果にもつながってくるものと思います。寄与できると、私は思っております。ABC検査は導入していきたいという思いでありますので、今、導入するについて、またABC検査について、ちょっとほけん課長の見識は、導入された場合の助成制度創設についてのご見解をお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） お答えいたします。

ABC検査につきましては、ピロリ菌感染の有無を調べる検査、それに消化酵素濃度によって胃粘膜を推定する検査を組み合わせで行うものです。胃がんのリスクをAからEまでの5段階に分類するものです。ABC検査につきましても、現状では国のほうでは科学的根拠が今のところ十分でないということで、ガイドラインでは推奨されていないのが現実です。ABC検査につきましては、胃がんの早期発見ではなく、リスク判定を目的とした検査で、将来的な胃がん発生の可能性を含めた判定となります。

検査結果によりましては、医療機関への受診が必要となるわけですが、今後国による有効性の検証を待つて検討したいというふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 次の質問ですね。先ほど、ほけん課長には答弁ありましたが、

中学3年生を対象にピロリ菌検査の実施をということでご質問いたします。通常の病院における個別検診でなく、団体での検診になりますと検査費用も低く抑えることができると伺っております。これから未来のある子どもたちや中学3年生を対象にしたピロリ菌検査について、人の命はかけがえのないものであり、大切な命でありますから、本市も取り組んでみてはどうかと思っておりますがいかがでしょうか。天草市は本年から取り組むと聞いておりますが、財政も大変厳しい折りと存じますが、できることからやっていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今のご質問にお答えいたします。

現在、阿蘇市における義務教育課程の児童生徒の健康診断につきましては、国の法律、学校保健法で定められた内容について実施をいたしております。中学校3年生についても同様であり、検査項目に含まれていないため、ピロリ菌の検査は現在実施をいたしておりません。

先ほどから話がありましたように、慢性胃炎から胃がんになる最大の原因がピロリ菌と言われておりますので早期の検診による発見は必要であると考えますが、15歳までは、発見されても除菌できないというふうに聞いております。加えまして、阿蘇市の場合、現在の中学校3年生が237名在籍をいたしており、実施となりますと検査に係る費用も単独で相当額が見込まれますことから、国の法改正が行われ、制度的に検査項目に含まれないと市単独での実施が困難なものがあるというふうにと考えると、ただ、今、議員のほうからお話がありましたように、県内でも天草が、先進的事例ということで今年度実施をしているように聞いております。これから、また取り組む自治体等もあるというふうなことで、そういったところの現状把握をするとともに、国の動向などと併せて今後検討していきたいというふうにと考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、学校教育の中でがんについての教育プログラムの実施をというふうなことを伺いたいと思います。がん教育の目指すものは、がんを正しく知る、そしてまた健康と命の大切さを気づかせさせる等の、この2点だと思います。そして、副次的効果として、がん教育を受けた子どもがお父さんやお母さんにがん検診を勧めるといった副次的効果があると言われております。そして、埼玉県越谷市では、平成26年度からがん教育を全小中学校で行っているんですけど、この3年間で何と胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんなどの受診率が5%から7%に上がったということもすごい効果があったと伺っております。阿蘇市の取り組みはいかがでしょうか。

がん教育を実施するには、やはり現場の先生方が、今、がん教育が必要なのかという本質的な理解が必要だと思いますし、がんは本来医学の分野だから、医学の領域だから難しい病気です、だから、どう児童生徒にわかりやすく伝えるかということは本当に課題だと思うんですけど、がんを正しく知るということで、子どもたちはがんになったらすぐ死んでしまうとか、がんは流行るとか思っている子どもたちが多らしいです。でも、がんは生活習慣病の

改善によって予防ができる、そして早期発見の重要性、がんになっても6割は治るということを、何かがん教育によってわかると言われていています。そして、がん検診の重要性を3年間の実践の現場から声を紹介しますが、がんの経験者ががん教育は自殺予防やいじめ予防につながる。また高校の養護の先生は、生徒はがんに対して知的に理解し、感性で受け止める。命を深く考えられると訴えられております。そしてまた、がんの授業を受けた生徒からは、がんには兆候があるのかとか、がんには便の出るかとか、そういった率直な質問が寄せられているそうです。国の動向では、平成29年4月から始めているようですが、本市はこの取り組みをどのようにお考えでしょうか。ご答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（市原 巧君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

現在、義務教育課程の中で小学校高学年につきましては保健体育の授業の中で、中学生においても保健体育の授業の中でただ今お話のありましたような生活習慣病や性教育と併せてがん予防についても学習指導要領に基づき学習をしているところです。

しかしながら、具体的ながんを中心とした教育プログラムというふうにはなっておりません。議員のご指摘のように、国の動きとしましても、文部科学省では学校においてがん教育を実施するに当たり、効果的な指導が行えるよう指導教材を作成しており、全国の都道府県、政令指定都市においてモデル校によるがん教育支援事業を展開するとともに、教材の開発や外部講師の活用方法について検討しているようであります。今後、モデル実践校、熊本県内にもあるというふうにお聞きをいたしておりますが、結果報告などの状況を把握し、ご指摘のとおり早い時期からのがん教育により受診率の向上やがんに対する正しい知識を得ることは必要であると考えております。教育委員会としましても、国や県の動向、それから先ほど言いました県内の事例等を把握しながら、今後検討していきたいというふうに考えているところです。

○議長（藏原博敏君） ちょっとお待ちください。

お諮りいたします。やがて12時になりますが、8番議員、森元秀一君の一般質問の時間がまだ残っておりますので、このまま続行したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、このまま続行いたします。

森元秀一君

○8番（森元秀一君） 今、新聞紙上でもですねがんというのは日本人が一番、2人に1人というふうな可能性があるというふうな形で、本当に生活習慣病の中にある、私たちはがんというようなことを知りながら戦っていかないといけない病気だと思っております。今後しっかりと、また子どもたちにもそういった教育をしていただいて、正しくがんのことを知る、健康と命の大切さを培うような教育をまたやっていただきたいと思います。

いろいろ7つほど質問しましたが、最後にがん対策についての市長のご見解を一言お願いします。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） このことにつきましては、森元議員をはじめいろんな方々からもたくさんのお名前をいただいて、今、推進と言いますか、真剣に受け止めているところであります。私も、この仕事柄において市民の皆さん方のところにお伺いをすると、やっぱりがんでお亡くなりになられたとか、あるいは私の身の回りにおいても、早期発見をしておれば何とか命が助かったとか、そんなことをいっぱい聞きます。そういう意味では、がんというものの、やっぱりほけん課も進めておりますけれども、健康を守っていくためには、より重度化にならないためにも早期発見が一番大事であるということは、もう推して知るべしでありますし、このピロリ菌についても慢性胃炎ということの中で胃がんになって手遅れになるということもいろんな機関のほうから聞いておりまして、できるだけ早くそういう御要望に応じながら、もちろん、まだもう少し調査をいろいろしなければいけないところもありますけれども、早くそのような対策ができるように、これから市のほうとしても取り組んでいきたいと思っております。そんなことで、前向きにこれからは取り組んでいきますし、また、いろいろ指導もいただきながらその辺の裏付けを取り、また取り組んでいきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） どうもありがとうございます。市長のモットーである「健康が第一」ですから、市民の健康を考えていただきまして、しっかりとお願いしたいと思っております。

続きまして、公用車の安全な運行についてお伺いいたします。よく、やはり議会の専決事項の中にも公用車事故のことがよく出てきます。そのことについてお伺いします。

公用車にドライブレコーダーを配備して、安全な運行に備えてはどうかということでお聞きしたいと思います。先ほども言いましたように、毎回、専決処分の中にやはり報告があります。なかなか公用車には仕事、また台数も多くあり、相手方の車もあるものですから、なかなかなくならないものです。いつ事故があるかわかりません。事故を起こしても揉める可能性もございます。

そこで、公用車の運転中の走行データを記録するドライブレコーダーを設置して、市職員の安全意識向上と事故が起きた場合、車の前方の様子を映像で記録しているため現場検証にも使用され、相手方のトラブル防止にもつながると思います。全国的にも多くの自治体が導入されていると聞きます。そこでお尋ねします。阿蘇市において公用車の台数は何台あるのか、現在ドライブレコーダーは使用しているのか、周辺自治体の設置状況はどうか、過去に裁判沙汰になった事例はあるのか。この4つをご答弁いただきます。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の質問にお答えしたいと思います。

まずもって、今定例会におきましても専決処分という形で賠償のほうが発生いたしております。公用車の事故の発生を議会のほうに報告するというような形で誠に心苦しく思っているところです。

議員ご提案のございましたドライブレコーダーについてですが、現在、市の公用車のほうが特殊車両、農耕車両等を除きまして201台ございます。これには消防車ですとか、塵芥車

両等も含まれるわけですが、この中には現在ドライブレコーダーを装備しているものというものはございません。

それから、近隣の自治体の状況というような形ですが、特段そういった自治体はちょっと聞き及んでいるところではないですが、熊本県のほうにおきましても企業局ですとか県北広域本部、そういったところにつきましても29台、試行的に昨年2月から導入されているというような事例があるということで伺っているところです。また、裁判まで至るというような形の事例につきましては、ちょっと現在把握しておりませんので。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） この件も、私たち公明党の議員が菊池市、山鹿市、大津町、菊陽町、合志市と集まっているいろんな形で会議をするわけですね。その中で、やはりどこの市町村も公用車の事故が多いということ、まだ大きな裁判沙汰になったことはないんですね。その中で、菊池市のほうでは一部の車両で今期から付けるという形で伺いました。私もドライブレコーダーを付けたんですが、やはり付けると意識向上と言いますか、少し気持ちの持ち方が変わるような気がします。だから、全部の公用車に付けるという形はなかなか費用もかかるもんですから、今最近は値段も安くなっていますから、そういった中で、よく乗る車とか、遠出する車とかあったら、その中に意識向上として一部そういった車両限定というようなことで付けてみたら、その結果がやはり少しずつ顕著に表れてくると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 議員が今おっしゃいましたように、菊池のほうということで、熊本県におかれましても、熊本県北広域本部、こちらのほうが非常に活動範囲が広がったというような形で付けられておると。阿蘇市においても300km²を超えるような広範囲に及ぶようなところですよ。ドライブレコーダー等につきましては、そういった、今、職員の意識向上というような形で成果も当然期待される場所です。職員につきましては、いろんな技術向上のための研修等々、またそういった意識向上等、こういった雨の日にはライトを点灯するとかそういったことも含めまして、ドライブレコーダーの搭載につきましても、今議員がおっしゃいましたように試行的にでも導入するという形で検討を関係各課と進めてまいりたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君。

○8番（森元秀一君） やはり裁判沙汰になったというふうな事例はないということで、大事に至る前の先々の用心としてドライブレコーダーの設置をして、そしてまた意識改革をしながら事故のない現況をつくりだしていただきたいと思います。

お願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 森元秀一君の一般質問が終わりました。

午前中の会議をこの辺で留めたいと思います。なお、午後1時から再開をいたします。

午後0時04分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、ただ今から午後の会議を開きます。

2番議員、竹原祐一君の一般質問を許します。

竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番議員の日本共産党、竹原祐一です。質問最終になりますが、よろしく願い申し上げます。冒頭に宮川副市長が勇退をされるということで、私は農業の園芸部会での宮川副市長の阿蘇の農業に対し、その思い、素晴らしい感動を受けました。そして、阿蘇農業に対しご尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。

6月の一般質問の中で、国民健康保険の都道府県化について質問をいたしました。この都道府県化移行というのは、非常に市民にとっては重大な問題であると。それと同時に、この問題をもうちょっと深めていきたいと、そう思いまして今回また都道府県化の問題を挙げました。

そしたら、質問に移らせていただきます。まず、国保の制度は社会保障ということ。国保は、社会保障制度であるということは、社会保障の一貫として国保という制度が整備されてきたということの意味をしています。具体的には、自助、そして相互扶助では決して支えることのできない人々の医療保障を図り、そして受診する権利、健康になる権利、生きる権利を保障するための公的医療保険の1つです。この考え方に対し、ほけん課のほうはどのように思いますでしょうか。返答をお願いします。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） お答えさせていただきます。

国民健康保険につきましては、日本が誇る国民皆保険制度の最後の砦として位置づけられております。医療保険制度の、そういう意味では中核をなすものと思っております。ただし、国保についてはやはり高齢者の方々が多く加入されており、1人当たり医療費が高いということと、もう1つ、無職の方あるいは低所得の方々が多く加入されており、所得水準が低く財政運営が厳しいという、そのような構造的課題を抱えております。このため、この国民皆保険制度の最後の受け皿である国保の財政運営を安定化させ、この保険制度を将来にわたって持続するために今回の改正が行われていると考えております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 話の内容がちょっと前に進んだと思うんですけど、私は今の国保制度が社会保障であるという、その観点ですね。その観点からいけば、阿蘇市のホームページ、国保の保険のページを開きますと、加入者のみんながお金を出し合って助け合う制度です。そういう制度になっております。それは考え方がおかしいと思うんですよ。あくまでその考え方というのは、自助、そして相互扶助の考え方だと思うんですよ。国保というのは、あくまで社会保障の一貫、そして人間の基本的な権利である、そして生存権、そこを支える保険制度なんです。すなわち、社会保険です。実際、自己責任や家族、地域の助け合いだけでは対応できない、貧困、病気、失業などの様々な問題に対し生み出されてきたのが社会保障、そして国民健康保険制度です。社会保障の改革ということで国庫負担の削減を中心とした公

的な支出の抑制、図った政策が中心となっているのが今の現状です。今回の国民健康保険の都道府県化は、都道府県に管理責任、つまり供給量の抑制、国保運営、つまり国保料収入と保険給付の責任を持たせる、公的医療費の抑制を目的とした制度改革です。自治体として、今回の制度改革、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 今回の社会保障制度改革ということで、今度、平成 30 年度から都道府県化になるわけでございますけれども、これにつきましては国保に対するやはり構造的課題を抱えておりますので、公費の拡充ということで公的資金が投入されることになっております。さらに、県が財政運営の責任主体となることで、安定的な財政運営や効率的な事業の確保ができるものと考えております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 今まで国保の値上げの要因として、医療費が高い、だから保険料が高いと、そういう説明を何度も聞きました。実際、資料をお配りしていますが、上天草市と阿蘇市の違いですね、これ一般の人数にしては1,000人ぐらい上天草市が多いんですけども、単年度収支を見ますと上天草市は4,200万円の黒、ところが阿蘇市においては6,700万円の赤と。そして保険料、上天草市においては8万3,000円、阿蘇市は9万6,000円です。そして、その医療費なんです。上天草市は41万円です。ところが阿蘇市は39万円、保険料は上天草市のほうが1万3,000円安いという状況です。このからくりは、実際、上天草市が年間1億7,000万円の一般会計からの繰り入れをしているという事実なんです。それによって、保険料が阿蘇市に比べ医療費が高いのに安いと、そういう状況が生まれてきています。前回の6月議会の答弁において、県の納付金、この支払いについては若干国保税を値上げし、不足分については一般会計から補てんをするというご回答をいただきました。国民健康保険に対し、平成26年に実施をした低所得者向けの保険料減免措置の拡大に加え、今年約3,400億円の財政支援をしてきました。平成27年から低所得者対策強化ということで、保険料減免対象となる低所得者数に応じた自治体支援の拡充、平成29年度には約1,700億円を投入し、財政安定化基金など公的拡大が今行われましたが、しかし財政安定化基金、これはあくまでも貸付金です。自治体に対しての貸付金。肝心要の最大の問題点は、高すぎて払えない。この国保税をどう下げていくかという問題が何らこの国の方針では解決策が見あたらない。そして、今、市民の実収入はまだまだ下がっています。ほけん課ではどのようにお考えでしょうか。私は、今回の保険制度改革に伴う値上げに対しては、断固反対をします。熊本地震からまだ1年5箇月、まだまだ市民は震災の影響から抜け出していない状態です。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 上天草市の資料をいただきました。はい、おっしゃるとおり法定外の繰入金によってこのような形になっていると思います。阿蘇市の場合は繰越金も底をついている状態ですので、単年度収支としてはもう7,000万円前後の赤字があるということは、前回も申し上げたとおりでございます。国保特会への法定外繰入につきましては、前回もご説明申し上げましたが、保険の原則といたしまして必要な費用は保険料や国庫負担で

賄うという原則が1つございます。また、住民の税金を国保に投入することで、一般会計に重い負担を掛けることはいかかなものかという視点もございます。また、今回の広域化において、他の法定外繰入をしない地域住民との間で不公平になるということでも適切ではありません。従いまして、不足額を確保するためには税率改正の他はないということになります。前回の6月議会でも答弁させていただいたとおり、県が示してくる納付額次第では、ある程度の法定外繰入についても考慮しなければならないと。ただ、すべてをそれで賄うというのには、やはり先ほど言った法定外繰入については問題点もございますので、いずれにしましても値上げするのかどうかにつきましては、運営協議会で審議させていただきたいと思っております。そちらのほうで慎重に判断をしていただくということになろうかと思っております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） この都道府県化により、一般財政からの繰り入れ、これに対しては日本共産党の県議である山本氏の一般質問の中で、一般会計からの繰り入れについては県は介入をしない、そういうふうにとらえています。また、県内の市町村の医療水準に格差があることから、当面、統一保険料は目指さない、そういう回答を示しています。それで、今回8月31日で第3回目の試算、実際の市町村ごとの1人当たり、世帯当たりの保険額との比較が報告されていると思いますが、まだ公表はされていませんが、公表はできますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 一応、試算結果については出ております。ただし、これはあくまでも平成29年度をベースといたしまして、平成29年度に納付金を納める場合の試算でありますので、具体的には12月の確定係数をもって1月に示されることになっております。ただ、現時点での試算内容につきましては、熊本県が9月の下旬には公表するという情報が入っております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 県の情報公開期日はわかっています。その以前に市として情報を公開するお気持ちはありますか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 先ほども申し上げたとおり、平成29年度ベースでの試算結果の報告ですので、詳細についてはやはり今日申し上げることは差し控えさせていただきたいと思っておりますが、ある程度、当初見込んでいたよりは広域化による効果があり、思った以上には上がらないのかなという感触は得ております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 公表できないということであれば、9月末の県の公表を待ちたいと考えております。

しかし、国民健康保険税が上がるのは市民です。その上がる要因を知らしていくのは、私は市の責任だと思えます。ですから、県も一応9月の末には公表すると、そういう形で国民健康保険税の値上げについてはそういう内容を発表していると。ですから、市も同じような

発表をやっぱりやってほしいと、そういうふうに思います。

次の質問に移りますが、基本的には医療費が下がれば保険税は下がる。これは、間違いのないですね。ということであれば、市として医療費抑制、予防活動はどのような事業をされていますか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 市としての医療費削減に向けての取り組みについては、いろいろ取り組んでおります。まず、1 つには特定健診やがん検診、あるいは乳幼児検診、妊婦健診などに取り組んでおまして、疾病の早期発見・早期治療に努めているところでございます。とりわけ重症化すると医療費が高くなってくる脳、心臓、腎疾患の予防を図ることが本市の最重要課題として捉えております。従いまして、特定健診の受診率の向上を目指しているところでございます。

さらに、そういった特定健診を受けていただいた中でハイリスクの方々につきましては、保健指導を徹底することで生活習慣病の予防及び重症化予防に取り組んでいるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 申し訳ないんですけど、ちなみに今年の特健診の受診率はまだ出ていませんね。ですから、去年の受診率と当初の目標ですね、それについてちょっとお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 平成 28 年度におきましては 43.8%でございました。その前年が 45.1%でしたので 1.3 ポイントの減少ということになっております。恐らく地震の影響等々があったのかと捉えております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ですから、当初の目標はいくらでしたか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） 一応総合計画上では 57%を目標としております。国は 60%ということで設定がなされております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 平成 28 年度の地震のときは別にして、これは受診率がなかなか伸びない状態ですね。それに対して、ほけん課としてはその原因ですね、どのように捉えていますか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） やはり健康に対する意識というところが一番大きなところなんじゃないかなと思います。あと、病院に受診されている方々が病院で日ごろから見ていただいていますので、あえて特定健診には行かなくていいだろうという判断をされている方々も中にはいらっしゃるかもしれません。したがって、そういった方についても積極的にはがきを送ったり、あらゆる機会を通じて受けていただくよう周知をして取り組んでいると

ころでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） この特定健診で、1つ、私の知り合いが今まで阿蘇に住んどって、この特定健診を受けてないと、そういうことを聞いたもんで何でやと。そう聞いたら、一応電話はかかってくる。だけど、そんな別に病気というんですかね、悪くなったら病院に行ったらええと、そういう考え方なんですよね。だけど、実際これ、電話だけの状態ですからそういう形になると思うんです。例えば、その人に対し、保健婦の方がぜひとも受診をしてくださいと直接言われたらどうするんやと聞いたら、それは行くわと。ですから、そういうきめ細かな対応が必要だと思うんですよ。これは、受診率を伸ばしていくのには。今現在、阿蘇市の保健師の人数ですね、それと仕事の内容をちょっとお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ほけん課所属の保健師につきましては、今正規職員で9名、うち1名は介護事業のほうに取り組んでおりまして、それにもう1名につきまして管理職ということで、そういった体制で行っております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 実際、保健師さんの活動内容、仕事の内容といえば、非常に忙しいんですね。乳幼児から老人まで、あらゆる分野の各層に対し、健康、目配りしていくと。そういう面では、やはり、ちょっと難しいかもしれませんが、保健師さんの増員、それと同時に地域の中で、例えば産山村で行っている健康増進の推進員、そういう形の制度をつくらんことには、はっきり言って集団検診も伸びていかないと。集団検診が伸びていかなければ、逆に保険税はどんどん上がっていきます。その辺ことを考えれば、ほけん課としてもそういう体制を早急につくっていく必要があると思います。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ご助言、ありがとうございます。数多く配置いただければ、その分充実した保険事業が展開できるものと思っております。できればそう配置いただければありがたいと思います。ただ、類似団体との比較でも少ないということかどうかちょっとよくわかりませんが、行革を進める中でそういった配置というのがなかなか難しいとも思っております。ただし、限られた職員数ではありますが、研修等をしっかり重ねて効果的な事業展開を図っていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） それでは、私は期待をしたいと考えております。

市長にお伺いをします。国保は全国の市町村が目の前にいる住民の命、そして健康を守るために、自らの手で創り上げられてきた社会保障の歴史があります。国が狙う平準化、そして標準化、統一化にされてしまうのが今問われています。また、今回の制度改革です。ぜひ、住民の立場に立って命を守る自治体として存在意義を堅持することを実施していただきたいと私は考えます。いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 私たちは、行政の中で市民の皆さんの命を預かる、あるいは暮らしを守っていく、そういうものをしっかりとそれぞれが背負いながら、今仕事をさせていただき、給料もいただいているわけでありますから、当初からみんなそういう気持ちで取り組んでおるということをここで改めて言われなくても、それを返事にさせていただきたいと思えます。

それと同時に、先ほどの特定健診のうんぬんかんぬんというのがありましたけれども、これはやっぱり以前から健康を大事にしてほしいと、だからワンコインでちゃんとそういうことはできますよということで市政報告会の中でもちゃんと発信をさせていただいております。だから、できる限りのところは我々担当はもちろんですけどやっておりますし、またこんなことを申し上げるとおかしいんですけれども、副議長のほうからも指摘されました。市長はよく健康が一番と言うけれども、そうであればやっぱり特定健診を受けてほしいと。そういう議員の人がやっぱり意識を持っていただく。だからそう思われるようであれば、やっぱり竹原議員も自らそういう議員としていっぱい情報を集めて、またそれだけ勉強されておられるならば、ちゃんとそういうことを我々ばかりに求めなくて、自分も議員としての活動でしっかりおやりになられたらいいんじゃないかということは今感じておりますので、返事にさせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 今、答弁をいただきましたが、私の質問と大分かけ離れた答弁をいただきました。私も議員として、阿蘇市の自治体の医療、また健康維持に対しては十分考えていきたいと思えます。私は提言として、健康増進、他の市町村で行っているそういう制度をやっぱり阿蘇市の中でも利用したらいいんじゃないか、そういう提案です。

それでは、次の質問に移らせていただきます。国保運営委員会への市民の傍聴は現在できるのですか。お答え願います。

○議長（藏原博敏君） ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） この件につきましては、一月ほど前に竹原議員さんからご指摘がありましたので、その際にはそういったルールというか規則がございませんでしたので、当然公表する必要性は感じておりますので、規則を制定してそういった要望にお応えしていきたいと考えております。ただ今、起案している状況でございます。10月には決裁をいただければ、一応そちらの方向で今取り組んでいるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） それでは、10月を目指して頑張ってください。

それと同時に、やはり今回の国保の都道府県化により値上げをしていくというのは、もう一度考え直していただきたいと思えます。というのは、国保の世帯を考えれば、国保というのはやっぱり一番底辺の方が多い、低所得者の方がこの国保制度を維持、そして使っているという形になっています。その中で、その層に対し値上げを行うというのは、やはり行政としては、やっぱり考え直して、そして何とかしてその保険税に転換をするのではなく、別の方向で考えていただきたいと私は思います。それと同時に、また今年いっぱい、来年、それ

ぐらいには大体の保険料は県のほうから出てくるとは思いますけれども、それに対してもまた12月の一般質問の中でもさせていただきますので、どうかよろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。次に、災害公営住宅を中心に質問をさせていただきます。災害公営住宅については、仮設住宅の被災者の震災から一歩踏み出せるよう災害公営住宅建設計画、この議会の中で発表されましたが、小里市営住宅を災害公営住宅として建設をされますが、仮設住宅に入居中の高齢者は、294人中113人、約4割の方が高齢者です。皆さん、被災をした、そして再建をどこでするかと思われていらっしゃるの、元の場所、その場所にもう一回住みたい、そう望んでおられます。今回、議会の中で示された災害公営住宅3箇所については、ある程度被災者の要望を叶えていると思いますが、この計画のタイムスケジュール、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今の質問でございますけれども、タイムスケジュールを先に申し上げますと、先ほどお話がありました被災者の再建に対して緊急性があるということでございましたので、既に設計図書がございます阿蘇市営住宅総合基本計画で建設を予定しておりました新小里団地の4棟目21戸を災害公営住宅として本年度着工予定としております。それに当然これでも不足すると思われまいますので、これに加えて用地として確保でき更地になっている阿蘇市の市有地の小里団地、古神団地、大道団地などを候補地として調査設計に着手する予定でございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） その残りの2つの団地の大体の入居できる完成年月日ですね、それについてはわかりますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 先ほど先行して建設をしまして新小里につきましては、今回上程させていただいて予算を可決いただきましたので、これから補助申請、それと工事発注等の手続きをすぐ進めたいと思っております。大体建設の工事期間というのが、外構工事も含めると約1年間かかりますので、入札の状況もあろうかと思っておりますけど、不調不落等がなければ発注から1年ぐらいで入居できるかと思っております。

それと、不足するあとの団地につきましては、まだ設計がこれからでございますので、それを含めまして年度中に設計を終わらせて、それから建設の補助申請、契約発注しますので、さらにそれから1年ぐらいかかると思っております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 今から1年ということであれば、災害の仮設住宅は2年ということになっていますね。ということであれば、来年の7月ぐらいが期限という形で、今日の熊日新聞にも仮設住宅の延期という問題が上がっていました。実際、これは延期をしていかんと被災者の方、新しい災害公営住宅には住めないという状態ですね。その辺は、住環境課のほうでどのようにお考えでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 昨日の田中市議の質問でもございましたけれども、仮設住宅の供用期間が過ぎて、当然災害公営住宅が建つまでの期間がございます。その場合は、どうしても今入居している仮設とかみなしからすぐ出ていきなさいというわけにはいかないと思いますので、当然供用期間の延長を続けて県・国のほうにお願いをしていきたいと思っております。

また、災害公営住宅ができて、どうしても再建まで時間がかかるという方もいらっしゃいますので、昨日も申し上げましたが、平成24年災害で東池尻団地を再建支援の住宅ということで利用した経緯もございますので、まだ県との協議が終わっておりませんが、仮設住宅を市のほうで譲り受けて使えるように確保をしていきながら、住宅支援に努めていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 今、課長のほうから仮設住宅を再利用という形でおっしゃっていましたが、今市がつくる3箇所、実際被災をした人は被災をした、生まれた場所、そこに戻りたいと考えております。実際、黒川地域、それから赤水、乙姫、永草、無田、そして跡ヶ瀬、的石、湯浦、三久保区というように、被災をされた方、結構おられるわけです。ですから、できたら今の仮設住宅、それをなんぼそういう地域にも配分をお願いしたいと。やはりこの配分にしても、被災者の要望、実際に聞き取りを行って被災者がどこに戻りたいか、どういう形で生活を再建したいか、今、見守りネットワークありますけれども、そういう形じゃなくて、ちゃんと突っ込んだような生活再建の支援をお願いしたいと思います。ぜひともよろしく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 応急仮設住宅の利用に関しては、県の品物でございますので、今の段階でどういう利用をするかというのはなかなか私のほうからはお答えが出せません。ただ、先ほど申し上げたように、どうしても住居の支援が必要な方たちがいらっしゃいますので、仮設住宅の再利用ということでも県と協議を進めながらお願いしたいと思っております。

それと、被災した場所に災害公営住宅建設できないかということでございますけれども、意向調査をした中に、再建をどちらのほうでしたいかということで調査をした結果によりますと、ほとんどの方は自分の場所に自宅を再建したいという方たちが相当いらっしゃいます。そういうことを考えますと、なるだけご自分の所有地での再建を優先してしていただきたいと思っております。

それと、災害公営住宅の候補地につきましては、一応先ほど申し上げたように何戸建つかというのがなかなか今の段階では申し上げられませんけれども、そういった応急仮設住宅の利用を考えましても、当然不足すると思われまので、新小里の21戸を含めても、あと今のところ50戸程度、トータルしますと70戸程度は災害公営住宅を建設しなくてはならないのかなと思っておりますのでございます。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 災害公営住宅については、できるだけ早く、やっぱり被災者の方が安心できるようにお願いしたいと思います。

それと同時に、災害公営住宅でお家賃のほうはどういう形になるのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 災害公営住宅の家賃につきましては、一般の公営住宅の算定と同じ基準で家賃が設定されることとなります。特に入居者の収入や部屋の広さなどで、家賃が変わりますけれども、目安としましては民間の賃貸住宅よりも低く、大体民間に比べますと半額以下の家賃の設定になろうかと思っております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 東日本大震災のときの災害公営住宅で、災害特例家賃制度というのが適用されましたが、実際、熊本地震の場合は難しいと思うんですね。ですから、行政としてその家賃をある程度何年間補助をしていくと、そういうことは無理なんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 今、議員のおっしゃられたのは、東日本大震災特別家賃低減事業のことだと思いますけれども、これに関しましては東北の東日本の大震災が前例のないような壊滅的な災害ということで、時限立法が適用されまして、10年間で調整されるものです。熊本県に、国・県のそういった家賃補助等はないかお尋ねしましたけれども、ございませんという回答でした。阿蘇市の場合は家賃自体が他の公営住宅に比べ少し安めになっておりますが、災害支援で特別に設けた例もございますので、それも含めて検討していければと思っております。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） ぜひとも、この家賃の減免、ある程度生活が軌道に乗るまでの期間、減免をお願いしたいということで、県のほうに申し出をお願いしたいと思います。私たちもそういう方向でやっぱり減免については県に要望していきたいと考えております。

そして、県のほうから仮設住宅の引っ越し費を10万円、そして民間の賃貸住宅に移る場合の補助として20万円、こういう形で復興基金の中からどんどん出てきていますので、ぜひともその災害公営住宅の家賃についても、これは県のほうに市からも要望をお願いしたいと思います。実際、この被災をされた方、再建をしていくというのは長い道のりが必要だと考えます。ぜひとも行政でこの被災者に寄り添うような形で進めていっていただきたいと私は思います。

次の質問が、ちょっと時間がありませんので、また次、これ2回ほど伸ばしていますけれども、今裁判中なんでまだ詳しいお答えは難しいと思いますけれども、裁判の終わったぐらにまた質問をさせていただきたいと考えております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 竹原祐一君の一般質問が終わりました。

以上で、一般質問を終了します。

日程第 2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（藏原博敏君） 日程第 2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から、会議規則第 111 条の規定によりまして、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることにござい異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

この後、追加議案がございますので、暫時休憩をいたします。なお、自席で待機をお願いします。

午後 1 時 46 分 休憩

午後 1 時 48 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただ今、市長より人事案件 1 件が提出されました。この際、これを日程に追加しまして議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。よって、同意第 7 号を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 提案理由の説明

○議長（藏原博敏君） 追加日程第 1、市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 平成 29 年第 4 回阿蘇市議会定例会追加の提案理由の説明をさせていただきます。

同意第 7 号、副市長の選任について。本件は、副市長、宮川清喜が平成 29 年 9 月 30 日をもって退職することに伴い、新たに副市長を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を求めます。

以上、議案 1 件を本日追加して上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。追加で付議されました同意第 7 号につきましては、会議規則第 37 条第

3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。従って、追加で付議されました事件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

追加日程第 2 同意第 7 号 副市長の選任について

○議長（藏原博敏君） 追加日程第 2、同意第 7 号、副市長の選任についてを議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今議題としていただきました同意第 7 号、副市長の選任についてご説明を申し上げます。

9 月 12 日に配布をさせていただきました追加議案集 1 ページをお願いいたします。提案理由につきましては、先ほど市長のほうからご説明がありましたけれども、副市長の退職に伴いまして、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を得るものであります。

新たに副市長として選任しようとする方、記載にあります和田一彦氏であります。任期につきましては、平成 29 年 10 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日までの 4 年間となっております。この 4 年間につきましては、地方自治法第 163 条に規定されている任期でございます。欠格事項については、該当ありません。非該当であります。この欠格事項と申しますのは、地方自治法第 164 条におきまして、選挙権及び被選挙権を有しない者は、副市長になることはできない、そういうふうに記載されてやおります。選挙管理委員会に確認をいたしましたところ、この事項には非該当であります。

めくっていただきまして、2 ページ目をお願いいたします。略歴等についてご説明を申し上げます。生年月日、昭和 31 年 9 月 18 日であります。29 年 10 月 1 日現在で、満 61 歳になられます。住所につきましては、ここに記載のとおりとなっております。略歴でありますけれども、昭和 55 年 4 月 1 日に旧一の宮町の職員として入庁をされました。その後、税務課長、企画室長、そして合併後は企画財政課審議員を経験されております。平成 19 年に財政課長、そして平成 25 年から 4 年間は総務部長を務められまして、平成 29 年 3 月 31 日をもってご退職を迎えられております。現在は、財政課の審議員ということで、引き続き私たちお世話になっているところであります。

以上、ご提案を申し上げますので、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終了します。

これより、同意第7号について採決を行います。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議ないものと認めます。同意第7号、副市長の選任について、同意を求める件は、これに同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。9月30日をもって退職されます宮川副市長の退任のご挨拶、そしてただ今副市長の選任同意をいたしました方のご紹介を申し上げたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

それでは、初めに9月30日をもって退職をされます宮川副市長のご挨拶をお願いいたします。

○副市長（宮川清喜君） 私が何でこだわっているかという、私の皆さん方からいただいた任期が再来年の春まで残った、それが心残りといいますか、そこまでどうも体力的にもてんと思いました。それで非常に私の個人的な不養生からこういうことにしたことについて、非常に反省を申し上げております。その前に市長をお願いして、こういうことになったわけでございます。最初、合併した当初から今まで勤めさせていただきまして、勤め人となれば県の職員から市に入ったわけで、その間、特殊でして、私が県におったときは県の職員6,000人で行きました。いわゆる法律で定めております6,000人の中で、私はJAに出向したんですね。それは今まで熊本県でもなかったんじゃないでしょうか。私一人だけだだろうと思います。JAに出向したのはなぜかといいますと、やっぱり地域の農業を改革せろというような意味があっただろうと思います。そして、そのままよそに転勤せんで阿蘇の振興局に戻ったものですから、今みたいな道になったわけでございます。ただ、一貫して自分で考えてきたことは、私は農家を指導する立場にあったわけですよ。それは、若いときから持っておりました、そういう気持ちを。最初、玉名市で出発したわけですが、そのときにもやはり玉名市に5年間あって、22歳から27歳まで玉名におったんですが、やっぱり多くの人たちと接しまして、私がいたときには、恐らくJAの売り上げは何千万円しかなかったろうと思います。ところが5年間で7億ぐらいになりました。それは、地域の人たちと一緒にあって、やっぱりそういう仕事ができたと。そして、阿蘇に来たわけですよ。阿蘇に来てから、私が来たときには昭和47年だったろうと思います。もうその付近も頭がちょっと、昭和47年だったろうと思いますが、いわゆる来たときには米中心で、それと牛ですね。今みたいに水田にハウスとかなんとかは全然ございませんでした。その中で、高森に住まわせてもらった中で、農家の方々が今後の息子の就職とか何とかで私が来られることになりました、たくさん。ところが経済的にやっぱり大学にやらないかんですばいて、そうすると金が足らんですね。それから、やっぱり経営改革に移ってきたように思います。まず最初は高森町の野尻から、あそこに住まわせていただきました。あそこに3年間住んで、いわゆるそのときは別の農協があったもんですけん、農協長さんをお願いして、生活のレベルアップという

ことでピーマンを入れました。何でピーマンば入れたかといいますと、私はピーマンづくりが上手なわけじゃなかつてすばってん、日本は法律国家ですから野菜の法律というのがあります。その中で、国の指定野菜制度というのがあって、勉強しますとピーマンの保障価格が一番高かつたつです。ピーマンば知つとるわけじゃなかつてすよ。いわゆるもし指導して失敗させたら、やっぱり困るじゃなかですか。そのときには、やっぱり保障がなからにやいかん。そのとき、一番ピーマンが、これだけあれば何のことはなかということで、その日から国の指定産地に向けて、20ha なからないかんもんですけん、毎晩農家を回りました。そこから出発だったです。そのとき、仲良くなったのが和田さんです、警察の。駐在所におらしたつです。私が上がつとれば、あの人必ず来らすわけです。酒飲んどりやせんだろうかと思つて。それで、あの人駐在所が野尻にあったもんですけん、私は話に行きました。私は、酒が好きでしよつとじゃなかつて。やっぱり生活ば変えなんでしょうがて。そのためにこうやつて周りよつとだけんということで、和田さんが私に言われた、宮川さん、わかつたつて。ようわかつたけん、あんたに協力するていうようなことで仲良うなつたことがあります。そして、野尻は1つの方向付けができた後に、個人的に非常にいろいろ言いよつたもんで、若っかですけど。今度は旧長陽村の東下田、災害で大分今度はやられましたすばってん、それと久木野村です、それと白水から人がたくさん来るごとなりました。その中で、やっぱり作物をつくり始めたのはトマトです。そして、昭和48年に1年間ですばってん、私1人じゃなかつたばってん、農協に協力ばしてもらうごとなりました。その1年で200人ぐらい栽培をしたいということで集まつたわけです。そのとき、農家に私はやかましいことば言いました。俺も一生懸命するて。あんたたちも約束ば守んなつて。園芸というのは、やっぱり動、不動があるけん、非常に価格のですよ。3年どぎゃんこつがあつてもつくつてくれて、3年間は守つてくれるということで始めたわけです。そして、言うつたけんよかつたです。その年が、200人増えたときが大暴落だったんです。見ればわかる、大暴落だった。いろいろ言われたばってん、皆さん約束だけんな言うてからつくつて、その次の年は大儲けだったんです。その次の年から私が辞めるまでトマトが割合わんだつた年は1つもなかつたです。これは私なりの考え方があつて、トマトは競争相手がおらんです。暑さに弱かもんですから。そして、今でも阿蘇郡で25億円ぐらい上がりよつとです。それば中心にたい。そうすると、結局異動ばしたかつたつです、本当は、よそに異動したかつたばってん、その年の所長に申し上げたら、阿蘇町はどうすつとかいて俺言わすばってん、こらそぎゃんと知つとるかということになつたわけですが、ただです、私が人を寄せたときは、旧阿蘇町からも当時おいでになつとつたです。非常に話がおもしろかけんということで、興味本位でに聞きに来よつたです。非常にそのときからつきあひがあつたもんですけん、その次、入れまつたのが山田です。山田は非常に、山田に今度は泊まり始めました、晩に。非常に迷惑だつたと思うんですが、泊まつて、結局つきあひになつていつたわけです。作物はいっぱいあります。まだ色見にスイカ入れたり、メロンば入れたり、いっぱいあるわけです。冬の間にハウレンソウば入れたり、イチゴ入れたり、ほとんど私が来るまではなかつた作物です。それで、私はそれについてはやっぱり地域を冷静に見て、よそば見て、農協がまだその年が

活動がなかったもんですけん、市場あたりにも出てきよりました。いわゆる北九州とか、福岡、市場あたりには、自分で交渉に行きよったつですよ。そして、高森住んどって、飲みながら帰りよったつですたいね。飲酒運転はでけんですよ。タクシーで帰りよったら嫁御から怒られてですな、あんたは何のために勤めとつとかで言われる。その当時で7,000円かかりよったつです、高森までですな。それで、怒られて、なら阿蘇に泊まるて言うてから泊まり始めた。大分それぞれ迷惑掛けました。そして、農協に出て、そこに出てそのまま定年を受けたんですが、市長とはその後にお会いした。以前からは、それはございません。そして地域づくりでいろいろ話し合ったつです。こういう性格ですもんだけん、若い者から、私が残念なのが市の職員がたくさんおります。ある程度の年齢にならにや仕事せんという、はまりがなかつとか、非常にやっぱりつまらんとすると思ひます、人的には。私は20代の後半には、もういっぱい田舎のおっさんたちと論議しよったつですよ。そこの中はやっぱり園芸のために何で入れたかといえ、農林地帯は耕作面積の平均が60aぐらいしかなかつですよ。結局、家族で経営ば分けていくもんですけん、そのために園芸で飯食う、その策ば採ったわけですよ。そこからそのまま阿蘇に来て、また馬力はようございました。我が時間というのはなかつたつですたいな、はっきり言ひまして、なかつたつですよ。そつでもどうにかしたつですよ。そして、農協に1つずつ指導員ばつくつてもらひました。自分じゃどうにもならんもんですけん。私が県事務所の机の上には大きな曆ば置いとつたつです。それは誰のための曆かて言うたら、農協の職員が来て、いつもおらんけん、それに自分の日程ば全部農協の職員が日程はつくつてやりよつたつです。そういう生活をしていました。長かつつですよ。それからずっと阿蘇に何かというように感じて付き合つております。市長と会つて、生き方が、基本的には変わらなかつたと思ひますばつてん、非常に思いやりが市長はやっぱりさすがに余計飯ば食うとらすもんだけん、よかところの飯ば。それで、非常に私ばかばいながら勤めさせてもらつたことには感謝申し上げております。話せば5時間ぐらい話きつとばつてん、もうこれで終わつとつですばつてん、本当に皆さん方にもそれぞれいろいろあつたかもしれせんが、いろいろ意見も、提言したり聞いていただいて感謝を議員の方々に申し上げます。職員とはまた1回話す機会があると思ひますけん、今日は皆さん方にお礼を申し上げます。幸ひ、今日は美人の方々が傍聴に来ておられる、それも感謝を申し上げて、退任の挨拶とさせていただきます。どうも長い間ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 宮川副市長におかれましては、長年にわたりまして阿蘇市の発展にご尽力をいただき、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

続きまして、ただ今副市長の選任同意をいたしました和田氏のご紹介を申し上げます。

それでは、これより入場願ひたいと思ひます。

（入場）

○議長（藏原博敏君） ご紹介申し上げます。同意第7号、副市長として選任の決定をいただきました和田一彦氏をご紹介申し上げます。どうぞ自己紹介をお願いいたします。

○新副市長（和田一彦君） 皆様、こんにちは。ただ今ご紹介にありました和田でございます。議員の皆様方には、先ほどの議案にご同意いただきまして、ありがとうございました。

また、こうしたご挨拶の機会をいただきまして、感謝申し上げます。今こうしてこの席に立ちますと、改めまして責任の大きさに身の引き締まる思いがしているところでございます。もとより浅学非才でございますけれども、これまでの公務員としての経験を生かして、市長を補佐し、安心・安全で、豊かで明るい阿蘇市づくりの実現に誠心誠意、精励してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 選任同意を受けられました和田一彦氏におかれましては、大変ご多用な中、本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、ご紹介を終わりたいと思います。

それでは、ご退席を願います。

お諮りいたします。今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。よって、会期規則第7条の規定によりまして、本日をもって閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、平成29年第4回阿蘇市議会定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

着座のままご挨拶を申し上げます。第4回阿蘇市議会定例会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、8月31日開会以来、本日まで15日間にわたり提案をされました本年度補正予算をはじめ、諸議案について、終始極めて熱心にご審議をいただき、本日ここに全議案を議了いたしまして、無事閉会の運びとなりましたことは、各位とともに誠に同慶に絶えません。執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行にあたりましては、各常任委員長報告をはじめ、今会期中の各議員の意見を十分ご尊重いただき、市政各般における向上を期し、さらに一層の熱意と努力を払われますよう希望するものであります。

終わりにになりましたが、終始議会運営にご協力をいただきました議員各位に対し、心よりお礼を申し上げ、閉会のご挨拶といたします。長時間、どうもお疲れでございました。ありがとうございました。

午後2時14分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

平成 29 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員